

賛助会員規約

2019年8月3日

一般社団法人福岡青年会議所
未来都市デザイン委員会
委員長 戸嶋太一

第1条 (目的)

この規約は、福岡青年会議所が推進する「統合型リゾートのある福岡」の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条 (資格)

本法人の主旨に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とする。

第3条 (加入)

賛助会員は、ホームページ賛助フォーム入力により加入するものとする。

第4条 (会費)

賛助会費は、加入費用・年会費などの徴収は行わず、実質負担は無しとする。

第5条 (脱退)

賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめメールにて本委員会に届出て脱退するものとする。

第6条 (除名)

本法人は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本法人の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 故意又は重大な過失により、信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

第7条 (企業名の使用について)

当ホームページ内にて賛助企業名・及びロゴマークなどの記載を行うことを認める。賛助会員に登録の時点で企業名・ロゴマークの使用については認めたものとする。